

旭川市からのお知らせ

＼旭川に住んで働きませんか？／

令和7年度旭川市地元定着 奨学金返済補助希望者を募集！



大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院のいずれかを卒業後、市内に居住かつ就職した方を対象に、奨学金返済の一部を補助します。補助を受けるには、就職の前年度に市への登録が必要です。

次の全てに該当する方

- 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金の借り入れがある
- 大学等を令和7年度に卒業予定、または登録時に市外在住で同4年度以降に卒業
- 令和8年度に市内に住み、市内に本社がある企業に就職、または市内で起業する予定

補助対象期間

最大3年間

補助額

返済した金額の2分の1以内（上限あり）

1年間の補助上限額

- | | | |
|-------------|-------|----------|
| ● 大学 | | 100,000円 |
| ● 短大・高専・専修 | | 70,000円 |
| ● 大学院（修士） | | 75,000円 |
| ● 大学院（博士） | | 109,000円 |
| ● 複数の高等教育機関 | | 161,000円 |



＼連携企業増えました！／

令和6年度から開始した「企業連携制度」の登録企業が16社（令和7年10月末時点）に増えました。

「企業連携制度」とは、若者の地元定着をさらに促進するため、市と地元企業が連携し**最大で通常の倍額の補助（3年間で最大60万円*）**を行う制度です。現在の連携企業の情報は市HPに掲載しており、新たに市と連携を希望する企業も随時募集しています。

※大学卒の場合。



事業概要は
こちらから



その他 詳細は市HPに掲載

申込 3/31(火)までに右の申込フォームで受け付けて

【詳細】経済総務課 25・7152

